

No.	質問内容	回答
1	「伊豆の国市放課後児童クラブ指定管理者募集要項」 P 1 過去3年間の児童教室毎の児童数の月別推移をご教示願います。	「資料1児童数月別推移」をご参照ください。
2	「伊豆の国市放課後児童クラブ指定管理者募集要項」 P 4 提出書類の副本はコピーでよろしいですか？ご教示願います。	コピー（写し）で構いません。 コピーの場合は、カラーコピーとしてください。
	提出書類は、①～⑨の各資料を正本1部・副本10部提出するものとありますが、副本に関しては、正本のコピーを10部提出するものと理解しておりますがその理解でよろしいでしょうか。 また提出方法については、上記①～⑨の書類をフラットファイルに纏め・綴じ込んだ上で提出するような形でよろしいでしょうか。	副本については、上記に回答したとおりです。 提出方法は、ご質問いただいた形で問題ございません。
3	提出書類、事業計画書（様式3）について、A4縦版横書きでの記入で様式が同じであれば、様式3を使用する必要はなくページ数の制限は無いとの記載がありますが、印刷方式として両面印刷や文字の大きさ等については何が指定等がありますか。	用紙は日本産業規格 A 4 縦型で片面・両面印刷、いずれの印刷方法でも構いません。 文字サイズは10.5ポイント、フォントはMS明朝をお願いします。
4	「伊豆の国市放課後児童クラブ指定管理者募集要項」 P 4 決算報告書は、直近3ヵ年分とありますが、2023年度分は株主総会後（6/20以降）でなければ発行出来ません。2020年、2021年、2022年を直近3ヵ年分として提出してよろしいでしょうか？ご教示願います。	6月10日を基準とし、直近の3ヵ年分で構いません。
	提出書類において、直近3ヶ年の決算報告書の提出がありますが、6月10日の提出日時点で、決算時期等の関係で前年度決算報告書の提出が難しい場合には、その前年より3ヶ年分の決算報告書で構わないでしょうか。	
5	指定管理者募集要項 4 ページ 7 指定管理者応募の提出書類(1)④ 収支予算書の支出項目について、児童クラブ毎の積算内訳は必要ないという認識でよろしいでしょうか。	必要ありません。全体の積算によりご提出ください。
6	「伊豆の国市放課後児童クラブ指定管理者募集要項」 P 5 審査員はどのような方が審査されるのか、公表できる範囲でご教示願います。	市幹部職員 5 名、学校長 1 名、民生委員 1 名の計 7 名です。
	二次審査の実施について、当日参加いただける評定委員（選定委員）は何名を予定し、どのような方が委員となっていますか。	
7	二次審査（プレゼンテーション）実施に関しては、別途通知を頂けるものと理解しておりますが、参加人数の制限やPC使用、当日配布物が可能であるか等、現段階で可能な点についてご教示願います	参加人数は発表者 3 名以内、付き添い 5 名以内とさせていただきます。 ただし付き添いは発表者と別席となります。 PCの使用、当日配布物は可能です。市にてプロジェクターは用意します。（接続用HDMIケーブル含む。）
	指定管理者募集要項 5 ページ 8 指定管理候補者の審査及び選定について(1)② 第二次審査の詳細について、参加人数の目安・参加者の条件、第二次審査開催にあたってスライド等の投影は可能か、第二次審査に係るプレゼンテーション・質疑応答の時間等、現時点で決まっている事項があれば、ご教示ください。	参加人数の目安等は上記に回答したとおりです。 管理責任者が参加しなければならない等の条件はありません。 第二次審査の時間割はプレゼンテーション20分～30分、質疑応答15分、準備・片付け各5分を目安に予定しております。（申請社数により調整します。）
8	「伊豆の国市放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書」 P 1 お盆休み（学校閉庁日）は、暦通り全教室開室するという認識でよろしいですか？ご教示願います。	学校閉庁日（例年、8月15日前後3日）は、放課後児童クラブも閉所となります。
9	「伊豆の国市放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書」 P 1 土曜日は、学校毎 1 教室を開室するという認識でよろしいですか？ご教示願います。	利用希望人数により異なりますが、少数であれば合同開所として 1 教室の開所も可能です。
10	土曜開所について、小学校区ごとの合同開所での対応は可能でしょうか。	小学校区ごとであれば、対応可能となります。
11	午後6時30分までの開所時間について、特に夕方の時間帯において利用人数に応じ開催場所を集約した合同開所は可能でしょうか。	利用人数の状況により、対応可能となります。
12	「伊豆の国市放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書」 P 2 開所時間に延長時間のことが記載されておりましたが、事業計画書には延長料金の記載があります。 延長時間は最大 1 9 時までという認識でよろしいですか？ご教示願います。	延長時間の最大時間は定めておりません。

13	「伊豆の国市放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書」P2 支援員数が登録児童数によって決められておりますが、現在の教室毎の児童数（待機児童数）、主任支援員数、支援員数、補助員数をご教示願います。	「資料2利用状況及び支援員数」をご参照ください。
14	「伊豆の国市放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書」P2 主任支援員、支援員、補助員の労働条件（時給、各種手当、期末手当勤務日、勤務時間）をご教示願います。	主任支援員はおりません。 支援員 時給：1,206円 勤務条件：24時間/週 又は 29時間/週 期末手当 年2.45月（6月→1.225月分、12月→1.225月分） 勤勉手当 年2.05月（6月→1.025月分、12月→1.025月分） 支援補助員 時給：1,067円 そのほかの条件は支援員と同じです。 その他手当の詳細は「伊豆の国市会計年度任用職員の勤務時間、休憩等に関する規則」で規定されておりますので、ご参照ください。
	登録児童数に応じた各児童教室への人員配置が必要となるかと思いますが、現在の各児童教室に在籍されている支援員の人数や雇用条件、勤務時間等についてご教示願います。（時給・勤務時間・年齢・性別・保有資格有無・会計任用職員等について）	現在の支援員数等は「資料2利用状況及び支援員数」をご参照ください。 勤務条件等については、上記で回答したとおりとなります。 年齢は個別には非公開とさせていただきますが、平均年齢はおよそ59.5歳となっております。
15	「伊豆の国市放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書」P3 過去3年間の年間利用料金収入の実績をご教示願います。	おやつ代 月額2,000円含む R3 35,401,000円 R4 36,398,000円 R5 35,106,000円（未決算）
16	「伊豆の国市放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書」P3 現在の利用料金の徴収方法をご教示願います。	毎月末、当該月の保育料を口座振替により徴収しておりますが、口座登録のない方は納付書でお支払いをいただいております。
17	現在の利用料金の徴収方法でしょうか。また未納者・滞納者への督促等についてはどのような対応をとられていますか。	利用料金の徴収方法については、上記に回答したとおりとなります。毎月引き落とし状況を確認し、納付が確認できなかった場合には、放課後児童クラブを通じて未納分の納付書（過去の月の分も含む）を保護者にお渡しし、通達をするようにしております。また、利用の更新時に、未納の場合には、児童クラブの利用対象者の条件を満たさない為、納付が最低条件であることを通達しております。
18	「伊豆の国市放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書」P3 利用料金の減免対象者、減免額（率）及び現状の実績について、ご教示願います。	ひとり親減免対象者：R3 24人 R4 21人 R5 24人 減免率：保育料（100%） ※おやつ代は徴収しております。
19	「伊豆の国市放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書」P3 利用料金が減免される兄弟の実績をご教示願います。	令和7年度から導入される制度のため、実績はございません。児童クラブの多子減免は、児童クラブを利用している児童と同一世帯に属する2人目の児童が利用するにあたって、半額。3人目以降の児童が利用する場合にあっては無料となります。現段階で対象となる児童は、以下のとおりとなります。 令和5年度末時点 第2子 54人 第3子 0人
20	利用料金について、条例で定める額の範囲内における変更は可能で、減免については同一世帯に属する2人目以降に関するものと理解しましたが、特に減免については、減免の基準、減免の金額は市が条例等で定められるという認識でよろしいでしょうか。また減免された金額に関する取扱いについては市に対し請求は可能となりますか。	減免の基準及び金額については、伊豆の国市放課後児童クラブ条例施行規則第6条に定められております。規則は、「伊豆の国市HPの放課後児童クラブ指定管理者の公募」の「関連例規等」にリンクを貼ってありますので、ご参照ください。 減免後の金額が利用料金となりますので、請求することはできません。
21	「伊豆の国市放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書」P4 おやつ代の金額について記載がありませんが、指定管理者で決定するという認識でよろしいですか？また、現在のおやつ代収入の実績についてご教示願います。	指定管理者で決定するという認識で間違いございません。 現在のおやつ代は、定額2,000円/月を保育料と一緒に徴収しております。 実績は以下の通りとなります。 R3 10,418,000円 R4 10,760,000円 R5 10,482,000円（未決算）
22	おやつ提供について、毎月実費分を利用者より徴収するとの記載がありますが現在のいくらの金額をどのような方法で徴収していますか。また取引先等の指定（地元業者等）はありますか。	おやつ月額料金は、上記で回答したとおりとなります。 取引先等の指定は現在設けておりません。
23	土曜利用者へのおやつ提供は、平日のみ利用者との金額差は設けていますか。	土曜日利用者と平日のみの利用者で金額差を設けることはしておりません。

24	指定管理者業務仕様書 1 ページ 5 休所日及び開所時間(2) 平日・土曜日・長期休暇の利用児童数の実績をご教示ください。	平日・土曜日・長期休暇の利用日数実績ではありませんが、延べ利用日数、児童数を取りまとめた「資料3利用実績表」をご参考してください。長期休暇については、大きく利用人数が変わることは、ございません。(各児童クラブに数名程度該当月のみ利用の申請はあります。)ただ、令和5年度のすずかけ館の夏季休暇については、増設をしてその期間中のみ受入れ数を増やして対応をしたので、利用者数が定員数を超過しております。
25	「伊豆の国市放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書」P4 保護者や学校、地域等と定期的な会合を実施している実績はありますか？また、保護者会や保護者代表は設置していますでしょうか？ ご教示願います。 学校や市及び地域関係機関との連携について、現在の各児童教室における連携事例、また各校の保護者会の設置や活動状況、保護者会費等についても合わせてご教示願います。	会合等は実施しておりません。 必要な児童に対するケース会議は適宜実施しております。 放課後児童クラブに特化した、保護者会等はございません。
26	「伊豆の国市放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書」P5 過去3年間の施設・設備の修繕の実績(10万円未満)をご教示願います。	「資料4修繕実績」をご参照ください。
27	「伊豆の国市放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書」P6 児童教室毎に配置している備品(TV、電話等)をご教示願います。 指定管理者業務仕様書5ページ 7 管理業務の内容(2)① 貴市より貸与される備品一覧をご教示ください。	「資料5放課後児童クラブ備品一覧」をご参照ください。
28	各児童教室における市の所有に属する物品については無償で貸与頂けるものと理解していますが、現在の各児童教室の備品台帳について開示願います。合わせて、各児童教室の平面図等の施設の情報に関する開示を合わせてお願いします。	各施設の備品一覧は上記のとおり「資料5放課後児童クラブ備品一覧」をご参照ください。 平面図は別添のとおりとなります。
29	引継業務は相手の法人様と同意の上で進めなければいけないので、弊社のみで計画を立てても意味がないと思いますが、選考された場合には、弊社の計画で話を進めるということでしょうか。	当市は現在公設公営により放課後児童クラブを運営しておりますので、引継業務については柔軟な対応が取れると想定しております。貴社の計画を提案いただきたいです。
30	教室を使用するにあたって家賃等があれば内訳を教えてください。可能でしょうか。	家賃等はございません。
31	指定管理者は、主任との兼務でもよろしいでしょうか。	「伊豆の国市放課後児童クラブ指定管理者募集要項」P2の「5.応募資格」をご確認ください。 「伊豆の国市放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書」P2で示す「管理責任者」であれば「主任支援員」との兼務はできません。
32	指定管理者業務仕様書2ページ 7 管理業務の内容(1)① 管理責任者は伊豆の国市内駐在等の定めはありますか。	特に定めはありません。
33	利用申請の受付・承認に関し市が別に定める利用要件について、どのような要件が定められていて、利用要件のない児童又は利用要件を満たすも施設基準により受入が困難となる場合(待機児童)に、現在、各保護者に対してどのような通知等をしているのか。	伊豆の国市放課後児童クラブ条例第5条に定める対象児童の要件は以下のとおりとなります。 児童クラブを利用することができる児童は、市内の小学校に就学している児童であって、以下のいずれかに保護者の状態が該当する場合に対象となります。 ①保護者が昼間に居宅外で労働することを状態としている ②昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを状態としている ③長期にわたり疾病等の状態にあり、又は同居の親族を常時介護していること 保護者に対しては、「資料6保留通知」をご参照ください。
34	指定管理委託料の支払・請求等に関しては、基本協定締結の際に定めるものと思いますが。現段階で公表可能な範囲で構いませんので、(月払い・半期払い・年払い等)ご教示願います。	指定管理委託料の支払いについては、方法の規定はございません。今後、協定締結時に調整をして定める予定です。
35	指定管理者募集要項7ページ 11 事業調査及び実績評価(1)③ 放課後児童健全育成事業は非課税の事業であると認識していますが、上限額の税込み金額とは何を指しているのでしょうか。	募集要項で示している金額は、市から指定管理者へ支払う、指定管理委託料の上限となります。大変申し訳ございません、こちらは児童福祉施設に係る指定管理委託料ということで非課税となると考えられます。

36	指定管理者募集要項 7 ページ 11 事業調査及び実績評価(1)③ 処遇改善費等を支給する場合、上限金額に含まれますでしょうか。	上記でも回答したとおり、示している上限額は、市から指定管理者へ支払う指定管理委託料の上限額（指定期間の5年間分）となります。当該上限額と利用料金にて、指定期間中の管理・運営をお願いいたします。特別の事情がない限りは指定管理委託料の上限額の変更は予定しておりません。
37	指定管理者業務仕様書 3 ページ 7 管理業務の内容(1)① 加配人数4名分の人件費等は上限金額に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	
38	指定管理者募集要項 8 ページ 12 指定管理料の支払い(1) 現時点で延長保育等は実施されているのでしょうか。 実施している場合、利用人数実績や利用時間等をご教示ください。	現時点で延長保育は実施しておりません。 延長の最大時間及び料金については、ご提案された内容を基に年度協定書を締結する際に定めます。
39	施設・設備の修繕について、専用施設であれば仕様書で定められた対処は可能ですが、余裕教室を使用した児童教室に関する学校側との線引きはどのように考えたらよろしいでしょうか。同様に消耗品の区分についてもご教示願います。（学校施設を利用したトイレ使用の消耗品の負担区分や児童教室で発生するゴミの処理等） 合わせて、施設の修繕計画や備品等な故障・修理を必要とされる物品等がありますか。	余裕教室を使用している場合であっても、通常学校側はその教室を使用することはありません。教室内の施設・設備の修繕等については指定管理者で行っていただきます。学校施設全体に係る大規模修繕は修繕費の額から、市の負担範囲になると想定しております。学校と共用される施設はトイレが想定されますが、トイレットペーパー等の消耗品については常識的な範囲で学校への提供をお願いいたします。現在、施設の修繕計画や備品等の故障・修理を必要とされる物品等は想定しておりません。
40	保険の加入について、賠償責任保険並びに傷害保険等への適切な加入が求められていますが、現在加入されている保険の種類や補償内容・範囲等についてご教示願います。	現在保険は、スポーツ安全保険の中学生以下の区分で加入しております。 「資料7補償内容・範囲等」をご参照ください。
41	具体的な費用負担区分に関する開示がありませんが、水光熱費や従業員駐車場代、通信費（FAX・携帯電話通話料等）等、各科目における費用負担区分についてご教示願います。	基本的に放課後児童クラブの運営に係る費用は指定管理者が支払う事となります。水道料・電気料等、学校施設と一体になっている場合は按分等を想定しております。従業員駐車場代については、学校敷地内の職員駐車場を利用しているため、費用はかかりません。
42	また、消耗品費・水光熱費・駐車場代・通信料等、現在各児童教室で要す現場経費に関し、昨年度における各児童教室の実績値を開示願います。	各児童クラブで要す現場経費について、「資料8消耗品費等支出額一覧」をご参照ください。
43	特別な支援や配慮を必要とされる児童に対する加配として、市全体で4名程度を想定するとの記載がありますが、現在各児童教室に登録されている対象児童数はどのくらいでしょうか。	支援級のクラスに就学しており、児童クラブを利用している児童は以下の通りとなります。 長岡南小学校放課後児童クラブ：2名 韮山小学校放課後児童クラブ：2名 大仁小学校放課後児童クラブ：1名
44	指定管理者業務仕様書 5 ページ 7 管理業務の内容(2)① 廃棄物処理(粗大ゴミ処理費含む)における実績をご教示ください。	消耗品として市指定のごみ袋を購入しております。 粗大ゴミ処理費は特にございませぬ。